

第 15 号議案

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

桶川市手数料条例（平成 12 年桶川市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前			改正後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
項	手数料を徴収する事務	金額	項	手数料を徴収する事務	金額
略			略		
57	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる額を合算して得た額 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面(以下「低炭素建築物適合証」という。)について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)から交付を受けたもので、カ以外のもの (ア) 一戸建ての住宅 5,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 a 床面積の合計	57	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる額を合算して得た額 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面(以下「低炭素建築物適合証」という。)について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)から交付を受けたもので、カ以外のもの (ア) 一戸建ての住宅 5,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 a 床面積の合計

が300平方メートル未満のもの  
11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 23,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するカ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの  
40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内

が300平方メートル未満のもの  
11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 23,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するカ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの  
40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内

のもの 44,000  
円

(イ) 住宅用途を含む  
建築物の住宅部分

a 床面積の合計  
が300平方メー  
トル未満のもの  
80,000円

b 床面積の合計  
が300平方メー  
トル以上500平  
方メートル以内  
のもの 135,000  
円

ウ 低炭素建築物適合証  
について、登録住宅  
性能評価機関又は登  
録建築物エネルギー  
消費性能判定機関か  
ら交付を受けていな  
いもので、建築物エ  
ネルギー消費性能基  
準等を定める省令第  
10条第2号イ(2)及び  
ロ(2)に定める基準に  
適合するカ以外のも  
の

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計  
が200平方メー  
トル未満のもの  
20,000円

b 床面積の合計  
が200平方メー  
トル以上500平  
方メートル以内  
のもの 22,000  
円

(イ) 住宅用途を含む  
建築物の住宅部分

a 床面積の合計  
が300平方メー  
トル未満のもの  
38,000円

b 床面積の合計  
が300平方メー

のもの 44,000  
円

(イ) 住宅用途を含む  
建築物の住宅部分

a 床面積の合計  
が300平方メー  
トル未満のもの  
80,000円

b 床面積の合計  
が300平方メー  
トル以上500平  
方メートル以内  
のもの 135,000  
円

ウ 低炭素建築物適合証  
について、登録住宅  
性能評価機関又は登  
録建築物エネルギー  
消費性能判定機関か  
ら交付を受けていな  
いもので、建築物エ  
ネルギー消費性能基  
準等を定める省令第  
10条第2号イ(2)及び  
ロ(2)に定める基準に  
適合するカ以外のも  
の

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計  
が200平方メー  
トル未満のもの  
20,000円

b 床面積の合計  
が200平方メー  
トル以上500平  
方メートル以内  
のもの 22,000  
円

(イ) 住宅用途を含む  
建築物の住宅部分

a 床面積の合計  
が300平方メー  
トル未満のもの  
38,000円

b 床面積の合計  
が300平方メー

トル以上500平方メートル以内のもの 66,000円

エ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 334,000円

オ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

トル以上500平方メートル以内のもの 66,000円

エ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 334,000円

オ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

		<p>円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>カ 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの</p> <p>アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>			<p>円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>カ 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの</p> <p>アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>
略			略		
59	建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	<p>ア <b><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u></b>第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) <b><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u></b>第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>a 床面積の合計 <b><u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u></b>(平成28年政令第8号)第4条に規定する床面積の合計から工場における生産エリ</p>	59	建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	<p>ア <b><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u></b>第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) <b><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u></b>第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>a 床面積の合計 <b><u>(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</u></b>(平成28年政令第8号)第4条に規定する床面積の合計から工場における生産エ</p>

ア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンターにおける電子計算機室並びに大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室の床面積の合計を減じたものをいう。以下この項及び第63項において同じ。)が300平方メートル未満のもの  
11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

(イ) **建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円

イ **建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(ア(ア)

リア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンターにおける電子計算機室並びに大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室の床面積の合計を減じたものをいう。以下この項及び第63項において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

(イ) **建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円

イ **建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(ア

に掲げる場合を除く。)

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
267,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの  
334,000円

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
102,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの  
130,000円

ウ **建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(ア(イ)に掲げる場合を除く。)

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合す

(ア)に掲げる場合を除く。)

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
267,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの  
334,000円

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
102,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの  
130,000円

ウ **建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律**第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(ア(イ)に掲げる場合を除く。)

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合す

		<p>るもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 167,000円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円</p>			<p>るもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 167,000円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円</p>
60	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア <b>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</b>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計 <b>(建築物エネルギー消費性能基</b></p>	60	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア <b>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</b>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計 <b>(建築物エネルギー消費性能基</b></p>



**準等を定める省  
令第4条第3項第  
2号の規定によ  
り設計一次エネ**

**ルギー消費量**を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。b、イ(イ)、次項ア(イ)及び**イ(イ)並びに第62項ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)**において

同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 23,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅  
a 床面積の合計

**準等を定める省  
令第13条第3項  
第2号の規定に  
より誘導設計一**

**次エネルギー消費量**を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。

b、イ(イ)、次項ア(イ)及び**イ(イ)**において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 23,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅  
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

	が200平方メートル未満のもの 40,000円		
	b 床面積の合計 が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 44,000円		b 床面積の合計 が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 44,000円
	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分		(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分
	a 床面積の合計 が300平方メートル未満のもの 80,000円		a 床面積の合計 が300平方メートル未満のもの 80,000円
	b 床面積の合計 が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 135,000円		b 床面積の合計 が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 135,000円
	ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの		ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの
	(ア) 一戸建ての住宅		(ア) 一戸建ての住宅
	a 床面積の合計 が200平方メートル未満のもの 20,000円		a 床面積の合計 が200平方メートル未満のもの 20,000円
	b 床面積の合計 が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 22,000円		b 床面積の合計 が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 22,000円
	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分		(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分
	a 床面積の合計 が300平方メートル未満のもの 38,000円		a 床面積の合計 が300平方メートル未満のもの 38,000円
	b 床面積の合計		b 床面積の合計 が300平方メートル以上500平方メートル以内

	が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 66,000円		のもの 66,000円
エ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 334,000円	エ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 334,000円
オ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円	オ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円
カ	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの	カ	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額

		アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額			を加算した額
61	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額。ただし、新たに追加される建築物については、前項に定める額とする。</p> <p>ア <b>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</b>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 11,500円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p>	61	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額。ただし、新たに追加される建築物については、前項に定める額とする。</p> <p>ア <b>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</b>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 11,500円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p>

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの  
20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの  
22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの  
67,500円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの  
10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの  
20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの  
22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの  
67,500円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの  
10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内

	のもの 11,000 円		のもの 11,000 円
	(イ) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分		(イ) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分
	a 床面積の合計 が300平方メー トル未満のもの 19,000円		a 床面積の合計 が300平方メー トル未満のもの 19,000円
	b 床面積の合計 が300平方メー トル以上500平 方メートル以内 のもの 33,000 円		b 床面積の合計 が300平方メー トル以上500平 方メートル以内 のもの 33,000 円
	エ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第10条第1号イ (1)及びロ(1)に定め る基準に適合する非 住宅用途を含む建築 物の非住宅部分で、 カ以外のもの		エ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第10条第1号イ (1)及びロ(1)に定め る基準に適合する非 住宅用途を含む建築 物の非住宅部分で、 カ以外のもの
	(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 133,500 円		(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 133,500 円
	(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以 上500平方メートル 以内のもの 167,000円		(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以 上500平方メートル 以内のもの 167,000円
	オ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第10条第1号イ (2)及びロ(2)に定め る基準に適合する非 住宅用途を含む建築 物の非住宅部分で、 カ以外のもの		オ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第10条第1号イ (2)及びロ(2)に定め る基準に適合する非 住宅用途を含む建築 物の非住宅部分で、 カ以外のもの
	(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 51,000 円		(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 51,000 円
	(イ) 床面積の合計が		(イ) 床面積の合計が

		<p>300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円</p> <p>カ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの</p> <p>アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>			<p>300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円</p> <p>カ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの</p> <p>アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>
62	建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア <b><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u></b>第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の<b><u>合計</u></b>が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計</p>	62	建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア <b><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u></b>第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の<b><u>合計</u></b> <b><u>(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。b、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)</u></b>が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計</p>

が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メー

が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 23,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内



	トル未満のもの 20,000円		のもの 135,000 円
	b 床面積の合計 が200平方メー トル以上500平 方メートル以内 のもの 22,000 円		ウ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第1条第1項第2号 イ(2)及びロ(2)又は 同号イ(3)及びロ(3) に定める基準に適合 するもの
	(イ) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分		(ア) 一戸建ての住宅
	a 床面積の合計 が300平方メー トル未満のもの 38,000円		a 床面積の合計 が200平方メー トル未満のもの 20,000円
	b 床面積の合計 が300平方メー トル以上500平 方メートル以内 のもの 66,000 円		b 床面積の合計 が200平方メー トル以上500平 方メートル以内 のもの 22,000 円
	エ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第1条第1項第1号 イに定める基準に適 合する非住宅用途を 含む建築物の非住宅 部分		(イ) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分
	(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 267,000 円		a 床面積の合計 が300平方メー トル未満のもの 38,000円
	(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以 上500平方メートル 以内のもの 334,000円		b 床面積の合計 が300平方メー トル以上500平 方メートル以内 のもの 66,000 円
	オ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第1条第1項第1号 ロに定める基準に適 合する非住宅用途を 含む建築物の非住宅 部分		エ ア以外の場合で、建 築物エネルギー消費 性能基準等を定める 省令第1条第1項第1号 イに定める基準に適 合する非住宅用途を 含む建築物の非住宅 部分
	(ア) 床面積の合計が		(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 267,000 円
			(イ) 床面積の合計が

		<p>300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円</p>			<p>300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 334,000円</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円</p>
63	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請に対する審査	<p><b>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</b>第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p>	63	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請に対する審査	<p><b>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</b>第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p>
		イ 略			イ 略
		ウ 略			ウ 略

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第60項ア（イ）及び第62項ア（イ）の改正は、公布の日から施行する。

令和6年2月21日提出

桶川市長 小 野 克 典

## 提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。